

ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷に来て 裁判に参加してみましよう」の実践および論考

山崎優子¹⁾・サトウタツヤ²⁾・稲葉光行³⁾・斎藤進也¹⁾・徳永留美¹⁾・安田裕子⁴⁾・
上村晃弘¹⁾・木戸彩恵¹⁾・若林宏輔¹⁾・福田茉莉⁴⁾・滑田明暢¹⁾・山田早紀⁵⁾・
川本静香⁵⁾・中妻拓也⁵⁾・春日秀朗⁵⁾・神崎真実⁵⁾・中田友貴⁵⁾・山口慶江⁶⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・立命館大学文学部²⁾・
立命館大学政策科学部³⁾立命館大学衣笠総合研究機構⁴⁾・立命館大学大学院文学研究科⁵⁾・
立命館大学法学部⁶⁾)

2012年8月と2013年8月の2回、ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷に来て裁判に参加してみましよう」(主催：日本学術振興会、立命館グローバル・イノベーション研究機構「法と心理学」研究拠点の創成)を実施した。本プログラムの目的は、科学研究費助成を受けて行った「法と心理学」研究の意義と成果について、中学生に理解を深めてもらうことにあった。妥当な司法判断を下すためには、理解する必要のある法学的知識と心理学的知識(裁判知識と呼ぶ)が存在する。しかし、先行研究は、市民は裁判知識を十分理解しているとはいえないことを明らかにしている。本プログラムでは、元裁判官 木谷明先生の講義「刑事裁判の役割」を受講し、模擬裁判に裁判員として参加する体験を通して、裁判知識を理解し、その知識にもとづいて司法判断を下すことの重要性、法と心理学研究の重要性について中学生に理解を深めてもらうことを目指した。プログラム当日の模擬裁判の評議では、中学生たちの活発な発言がみられた。また、評議終了後には、各評議体の代表の中学生が、複数の根拠をあげて、被告人に対して判決を言い渡した。アンケートの結果から、本プログラムの意義について考察する。

キーワード：模擬裁判，裁判知識，法教育
立命館人間科学研究，No.30，87-97，2014.

I. プログラム概要

本プログラムの目的は、科学研究費助成を得て行われた研究成果－法と心理学研究の成果－について、中学生に示すことであった。法と心理学の研究領域は、裁判員制度のシステムの妥当性、目撃証言の信頼性に関する問題、取り調べの可視化の問題など、法学の問題全般にわたり、多くの場合、法学者と心理学者が協働で研

究を行っている。

市民の「裁判知識」に関する研究も法と心理学研究の1つに挙げられる。裁判知識は、裁判で妥当な司法判断を下すために必要な、基本的な刑事訴訟法についての法学的知識と目撃証言研究についての心理学的知識のことを指す。基本的な刑事訴訟法についての法学的知識としては、例えば、推定無罪の原則、伝聞証拠の扱い、合理的疑いを超える証明、検察の立証責任が挙げられる。また、刑事裁判では、事件の目撃者

が法廷で証言を行うことがあるため、目撃証言研究に関する知識を理解することも重要である。目撃証言研究は、目撃時間、ストレス、無意識的転移など、複数の要因が目撃証言の信頼性に影響することを明らかにしている。しかし、市民の裁判知識は十分に正確とはいえないこと(仲2009)、裁判知識にもとづいて司法判断を下すためには、単に表面的な理解度を高めるだけでなく、その知識の納得(受容)の程度を高める必要があること(Yamasaki 2010)、裁判知識にもとづいて司法判断を下すことは個人では困難であっても評議を行うことで促進されること(山崎2012)が明らかにされている。

本プログラムでは、裁判知識についての講義を受講し、模擬裁判で評議を行う経験を通して、裁判知識を納得(受容)することの重要性、および法と心理学研究についての理解を促すことを目的とした。裁判知識についての講義では、元裁判官で現在弁護士としてご活躍の木谷明先生に「刑事裁判の役割」についてお話しいただいた。また、模擬裁判では、中学生達は実際の裁判員裁判に即した手続きで裁判員として参加し、妥当な司法判断を下すために必要な知識があること、またこれらの知識をふまえて司法判断を下すことの重要性について体験的理解を深めた。

本プログラムは、2012年度と2013年度の2回、実施した。プログラムの実践と論考について、それぞれ下記にまとめた。

II. 2012年度のプログラム実践

1. 内容

広報活動：京都市内及び京都市外の各中学校、京都市の各図書館へのチラシの配布、日本学術振興会・立命館大学・立命館大学人間科学研究所・立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構「法と心理学」研究拠点の創成、の各HPへの掲載、立命館大学人間科学研究所のメ

ルマガ配信、みやこ講座土曜塾紙への掲載、メディアへのプレスリリース配信を行った。

日時：2012年8月4日(日) 11:00～17:30

場所：朱雀キャンパス中川会館 法廷教室他

協力者：木谷明先生(新東京総合法律事務所)、福井厚先生(京都女子大学)、小原健司先生(京都弁護士会)、吉井匡先生(香川大学)、松倉治代先生(大阪市立大学)

参加者：本プログラムの募集を見て応募した中学生25人のうち、当日の欠席者1名をのぞく24人。応募者には、あらかじめ、資料を送付し、写真撮影およびビデオ撮影の可否について確かめた。

プログラム概要：当日は、11時から開講式を行い、あいさつ、オリエンテーション、科学研究費助成事業についての説明を行った。次に、模擬法廷の見学を行い、写真撮影を行った。

講義受講 11時15分から、木谷明先生の講義「刑事裁判の役割」を受講した。講義概要は表1のとおりである。講義内容は、中学生にとって理解することが容易でないと思われる内容も含まれていたが、木谷先生は、各項目について、具体例を示し、丁寧に説明をされた。たとえば、「法律と道德のちがひ」については、「君たちが、バスに乗っていて、お年寄りが乗ってこられた場合に席を譲らずに、座っていたとしても、道德的に問題があるかもしれないが、法律で処罰されることはないでしょう」と、身近な例で説明をされた。講義概要は、木谷明先生のご著書『刑事裁判のいのち』(木谷2013)の「I 裁判を知る 刑事裁判の役割」に詳しくまとめられている。

昼食タイム 講義終了後は、昼食タイムに移った。昼食は、午後の模擬裁判での評議体別に同じテーブルで取るようにした。中学生たちは無作為に6人グループに割り当てられ、1評議体を構成した。各評議体には、裁判官役の先生1人(法の実務家あるいは大学法学部教員)と実

表 1. 講義「刑事裁判の役割」概要

<p>1. 世の中（社会）の決まり・・・法律と道徳（・道徳の特徴 ・法律の特徴）</p> <p>2. 民事裁判と刑事裁判（・民事祭場と刑事裁判はどう違うか ・民法（民事法）、刑法（刑事法）、民事訴訟法、刑事訴訟法の意味・役割）</p> <p>3. 罪刑法定主義とは何か、それはなぜ重要か（・その意味・・・「法律に定められた行為でなければ処罰することができない」 ・罪刑法定主義はなぜ重要か）</p> <p>4. 刑事裁判の仕組みのあらまし（犯罪の発生→警察の捜査（証拠の収集と容疑者の特定、場合により逮捕・勾留）→検察官への送致→検察官による補充捜査→起訴・不起訴の決定（起訴の場合起訴状を裁判所に提出）→（公判前整理手続及び）公判審理→評議→判決）</p> <p>5. 「『疑わしいときは被告人の利益に』の原則」は「刑事裁判の鉄則」とされる（・その意味 ・なぜ必要か）</p> <p>6. 刑事裁判の目的（・「社会秩序の維持」（真犯人を取り逃がさない）と「人権の保障」（無実の人を処罰しない）は時に衝突する ・衝突した場合、どちらの顔を立てるべきか ・「真犯人を取り逃がす不正義」と「無実の者を処罰する不正義」では、どちらが大きいと考えるべきか）</p> <p>7. 無実の人を処罰しないために、法律はどのような「仕組み」を用意しているか (①「疑わしいときは被告人の利益に」の大原則 ② 起訴状一本主義 ③ 被疑者・被告人に対する「防御権」の保障・黙秘権・弁護人選任権の保障・自白法則と伝聞法則)</p> <p>8. まだ不備な点・・・「取調べの全面可視化」と「全面的証拠開示」について (・「取調べの全面可視化」はなぜ必要か ・「全面的証拠開示」はなぜ必要か)</p>

施者1人が加わった。各評議体で昼食を取るようにしたのは、模擬裁判での評議で発言しやすくする目的からであった。

模擬裁判の参加 昼食タイム後は模擬法廷に移動し、中学生たちは裁判員の立場から、模擬裁判に参加した。模擬裁判の公判劇は、本研究機関の研究員、本学の大学院生および大学生が演じた。模擬裁判シナリオは、現役の弁護士の教示のもと、実施者が作成し、冒頭手続き、冒頭陳述、証拠調べ（被害者女性1人と目撃者1人の証人尋問を含む）、被告人質問、論告求刑、最終弁論、最終意見陳述から構成された。所要時間は約1時間であった。

①模擬裁判概要

被告人（27歳）は強盗致傷の容疑で裁判にかけられたが、自分は無実であると主張する。公訴事実：被告人は、平成24年3月10日の午後11時20分頃、京都市内の路上において、被害者の女性（当時25歳）を前方からすれ違いざま、女性が所持していたショルダーバッグを奪おうと企て、抵抗する女性を転倒させ、頭部を殴打するなどの暴行を加え、現金7万円、ショルダーバッグを奪い取って強取し、また女性には加療約1

か月を要する頭蓋骨骨折の傷害を負わせた。検察官の主張：被告人は、事件発生時刻に近接した時刻に事件現場近くの公園付近を歩いており、その姿は防犯ビデオに撮られていた。また、被告人には借金50万円があったが、事件当时无職で、動機も存在する。犯人を至近距離から目撃した被害者は、被告人の特徴をよく記憶している。目撃者についても同様で、女性もののショルダーバッグを持っていた被告人と酷似する人物を目撃したと証言している。

弁護人の主張：被害者は、視力が弱く、犯人を目撃した時間も短い。捕まった人の特徴を警察で知らされた後に、被告人に違いないと判断していることから、間違っていないと判断している。また、目撃者の目撃条件も悪く（暗い状況で、目撃したのは一瞬）、テレビ報道で事件のことを聞いた影響が否めない。

②道具：事件現場付近の見取り図、証拠として提出された防犯ビデオ（公園を歩く被告人の姿が撮影されている）

③関連する裁判知識：模擬裁判に関連する法学的知識としては、木谷明先生にご講義い

ただいた内容全般、心理学的知識としては、事後情報効果（事件を目撃した後に得られた情報によって事件に関する記憶内容が影響される）、目撃時間（事件を目撃する時間が短ければ記憶の正確性が損なわれる）が含まれていた。

評議 公判劇の視聴後は、グループ別に約1時間評議を行い、被告人が有罪か無罪かについて決定した。有罪無罪の決定については、評議体の過半数以上が有罪と判断した場合、その評議体は有罪となるようにした（実際の裁判員裁判では、変則的多数決）。

おやつタイム 評議終了後におやつタイムを設け、その間に各評議体は評議結果を整理し、評議結果の発表者を決定した。

評議の結果発表 各評議体代表の中学生が、被告人に対して判決を言い渡し、裁判官役として評議に参加した法の実務家あるいは大学法学部教員が補足の説明を行った。評議の進行は、裁判官役の先生方に一任したことから、進行方法はさまざまであった。中には付箋紙法を採用した評議体があり、発表の際には、模造紙上に中学生の意見が書かれた付箋紙が内容別に並べられ、論点及び評議内容が詳細に整理されていた。

講評・修了証書授与・アンケート 実施者が法と心理学研究の成果（裁判知識にもとづいて司法判断を下すためには、単に表面的な理解度を高めるだけでなく、その知識の納得（受容）の程度を高める必要があること（Yamasaki 2010））について、簡単な説明と講評を行った。その後、修了証書の授与、アンケートを実施し、終了となった。

2. 考察

本プログラムは、講義受講と模擬裁判の参加を通して、裁判知識を納得（受容）して理解することの重要性、法と心理学研究の重要性について理解を促すことにあった。プログラムの内

容は、中学生にとって難解な内容であったのではないかという不安が当初あったが、表2の参加者へのアンケート（当日参加した保護者1名の回答結果も含む）をみると、参加者全員が楽しんで本プログラムに参加した様子がうかがえる。意見・感想の記述からも、多くの参加者にとって、本プログラムの参加が有意義なものであったことが推察される。このことは、自分から進んで参加を希望した者が過半数（24人中14人）であったことが大きな要因であったのかもしれない。加えて、講義や評議においても協力者の先生方が、中学生が十分理解できるようにご尽力くださった結果と思われる。木谷先生による講義では、中学生でも理解が可能な具体例を示して、理解の促進に留意してくださった。また、各評議体担当の裁判官役の先生方は、基本的な刑事訴訟法についての知識、模擬裁判の内容が十分理解ができるように、時間を割いて説明してくださった。さらには、中学生にリラックスして参加してもらえるように、大学院生や大学生は常に声をかけるなど気を配った。こうした努力の甲斐あって、評議においては、いずれの評議体においても、前半は、あまり発言がみられなかったものの、後半は発言が活発にみられるようになった。また、評議の結果発表においては、代表者の中学生たちは具体的な根拠をあげて、結果を報告し、どの評議体においても充実した議論が交わされることが推察された。なお、全ての評議体で無罪判決が下された。

表3の実施者へのアンケート結果をみると（一部回答に抜けがあった）、実施者も本プログラムの実践に意義があったと判断する傾向がみられる。しかし、アンケート結果の「研究成果を受講生にわかりやすく説明することができたと思いましたか。」については、「あまりできなかった」とする回答が大学院生および大学生の14人中3人みられたことから、「研究成果の説明」については、課題が残された。

表2. 参加者へのアンケート結果

人

①今日のプログラムは、いかがでしたか。		
1. とてもおもしろかった		21
2. おもしろかった		4
3. おもしろくなかった		0
4. わからない		0
②今日のプログラムはわかりやすかったですか。		
1. とてもわかりやすかった		14
2. わかりやすかった		11
3. わかりにくかった		0
4. わからない		0
③科学に興味がわきましたか。		
1. 非常に興味があった		12
2. 少し興味があった		11
3. 興味がわかなかった		0
4. わからない		1
④研究者（大学の先生）からの話などを聞いて、将来、自分も研究をしてみたいと思いましたか。		
1. とても思った		3
2. できればしてみたい		14
3. 思わなかった		2
4. わからない		5
⑤参加しようと思った理由について教えてください。		
1. 内容に興味があったから		14
2. 先生や両親に薦められたから		10
3. 近所で開催されるから		0
4. その他		0
その他 意見・感想など		
●模擬裁判はとても面白かったです。前々から裁判を見てみたいと思っていたからです。		
●裁判が、いかに大切かが分かった。		
●とても楽しかったし、裁判員の大変さがよくわかりました。		
●とても面白かったです。みんな無罪でした。また参加したいと思いました。		
●無罪おめでとうございます！楽しかったです！		
●とても良い経験になったと思います。		
●とても面白かったです。ありがとうございました。		
●初めてする模擬裁判だったので、良い経験になったと思います。みんな無罪か有罪かを決めて意見を言い合うのが楽しかったです。また来たいと思いました。		
●ドラマで初めて裁判を見たときに、私も行って話を聞いてみたいと思ったので参加しました。私の見たドラマで出てきた弁護士も模擬裁判の人も若い人だったけど、実際はおじさんが多いと思っていたけどびっくりしました。裁判の内容もすごく興味があって、もっと勉強したいと思いました。		
●とても楽しかった！また体験したい！		
●普段学校の授業では得ることのできない何かを学べた気がします。まだ将来の夢が決まっていないので、こういうプログラムにたくさん参加して、いろいろなものを知り、何になるか考えていきたいです。		
●また体験したい		
●今回初めて模擬裁判を体験してとても楽しかったし、裁判についても少し興味がわきました。		
●裁判（刑事）では、被告を有罪するのが、物的証拠がないといかに難しいかがよく分かった。本当に楽しかった。		
●評議をするのは初めてだったが、とても面白かった。最初は無罪か有罪にするか、まったく決められなかったけど、みんなでまとめていくうちにはっきりと決めることができた。		
●グループで評議をして、たくさんの意見が出て、色々と考えさせられることがありました。模擬法廷はとてもおもしろかったです。もし、また機会があれば参加したいです。		
●裁判の評議をするのは初めての経験だったので、より楽しめました。評議はこんなに大変だということを知りました。		
●模擬法廷でプチ裁判が行われて、とてもすごいなあと緊張しました。有罪か無罪かを決めるのは本当によく分かってからじゃないと決められないなと思い、裁判は難しいと思いました。でも、そこでピシッと意見を言う人になりたいと思いました。		
●初めて裁判所の感覚を知ったけど、今回は、とてもなじみやすくてよかったです。自分の意見を言うのが、少し楽しく思えました。		

- すごく良かったです。裁判がすごくリアルに見れたのが良かったです。
- 今日きてよかったです。
- 先入観がいかに大きく作用するかを改めて実感した模擬裁判でした。いろんな発見がある取り組みをありがとうございました。

表3. 実施者へのアンケート結果

	教員等	大学院生 学部学生等	その他	合計
①本事業を機関が実施することをどのように思いましたか。				
1. 非常に有意義である	7	8	2	17
2. 有意義である	1	4	0	5
3. あまり有意義でない	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
②本事業を今後も実施したいと思いましたか。				
1. 毎年でも実施したい	7	4	1	12
2. 可能な範囲で実施したい	1	8	1	10
3. あまり実施したくない	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
③小中高生の知的好奇心を刺激できたと思いましたか。				
1. 非常に刺激できた	5	1	2	8
2. まずまず刺激できた	3	10	0	13
3. あまり刺激できなかった	0	1	0	1
4. わからない	0	0	0	0
④研究成果を受講生にわかりやすく説明することができたと思いましたか。				
1. 非常にわかりやすくてできた	2	1	0	3
2. まずまずできた	6	9	2	17
3. あまりできなかった	0	3	0	3
4. わからない	0	1	0	1
意見・感想など				
<ul style="list-style-type: none"> ●今後、法教育がより一層進展すればよいと考える。 ●中学生だった頃の自分を思い起こし、こんなに立派な意見が述べられたらどうかと感心することがかなりあった。「子ども」とばかりにできないと実感しました。 ●中学生が熱心に評議していて、やった甲斐があると感じる。院生たちの熱心な準備(裁判劇)も彼女らの力になったと思う。 ●大変貴重な機会だと思います。中学生の発言力、思考力に驚かされ、法教育の重要性を再認識いたしました。本当にありがとうございました。今後も是非つづけてください。 ●準備が大変でしたが多くの人のバックアップのおかげで、無事終了することができました。このような機会を与えてくださった日本学術振興会に感謝します。ありがとうございました。 ●今回は中学生が主体があつたが、保護者の方の意見もうかがうことができました。今回のことを家庭でまた話し合っていただけだと思います。 ●専門家と呼ばれる人材が、市民から違いという意味で今回、元裁判官が参加していたことの意義は大きいと思いました。 ●中学生にとってはよい機会になったと思う。無罪かなと思っていたが、本当に全班無罪になっていたの、納得するところはあつたが、有罪となる場所があつてもよかったのではないかなと思う。 ●中学生に仲良くしてもらえて楽しかったです。次の機会もあれば、ぜひ参加したいです。お手伝いさせてもらえて本当に良かったです。 ●思いがけずとても楽しく、貴重な経験をさせていただきました。今後も参加させていただきたいです。ありがとうございました。 ●私自身も初めて模擬法廷を体験しましたが、緊張感があって面白かつたし、タメになりました。子どもたちが真剣に評議を行っている姿を見て、やってよかったと思つたし、興味を少しでも持ってもらえたかな、と思つました。 ●中学生の方々がかどのように考えていたのかを少しでも知ることができてよかった。参加された方がどのような印象を持って帰られたかに興味がある。次回があれば内容を洗練させて、より積極的に参加してもらえるような実施が可能になればと思う。 				

Ⅲ. 2013年度のプログラム実践

1. 内容

広報活動：京都市内及び京都市外の各中学校、京都市の各図書館へのチラシ配布，京都市教育委員会を通して京都市内の中学校に本プログラムの案内メールの配信，日本学術振興会・立命館大学人間科学研究所・立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構「法と心理学」研究拠点の創成，の各HPへの掲載，メディアへのプレスリリース配信を行った。

日時：2013年8月4日（日）10:30～17:30

場所：衣笠キャンパス敬学館 教室他

協力者：木谷明先生（新東京総合法律事務所），福井厚先生（京都女子大学），小原健司先生（京都弁護士会），吉井匡先生（香川大学），松倉治代先生（大阪市立大学），高田沙織先生（京都弁護士会）

参加者：本プログラムの募集を見て応募した中学生18人のうち，当日の欠席者1人をのぞく17人。応募者には，あらかじめ，資料を送付し，写真撮影およびビデオ撮影の可否について確かめた。

プログラム概要：2012年度の手続きにほぼ準じた。2012年度と異なったのは，模擬裁判の内容であった。模擬裁判シナリオは，実施者が岡田（2006）を大幅に改編し現役の弁護士の教示のもとで作成した。所要時間は約1時間であった。具体的な内容は下記のとおりである。

①模擬裁判概要

被告人（24歳）は殺人の容疑で裁判にかけられた。取調べにおいて，一度自白したが，その後は無実であると主張している。

公訴事実：被告人は，山口友子（当時23歳）と婚姻していたが，平成25年5月17日午後10時20分頃，被害者の自宅にて，同女に別居の解消を迫ったが邪険にされたことから，同女の胸部及び腹部をアーミーナイ

フにて減多刺しにして，同所において同女を殺害したものである。

検察官の主張：被告人は被害者と婚姻を解消しようと別居した後，かねてから被害者との生活を再び強く求めていた。事件現場から立ち去る被告人を目撃した証人も存在する。取調べにおいて被告人が自白したのは，自発的な意思によるものである。また，凶器のアーミーナイフと同一種類のものを被告人は所持しており（被告人はそのアーミーナイフを失くしたと供述），被害者宅の合い鍵を所持していた。さらに，事件発生時に関する供述に変遷がみられ，信用できない。

弁護人の主張：被告人が取調べで，一度，自白をしたのは，警察や検察での取調べは拷問に等しく，自暴自棄になってしまったためである。また，目撃者は，当時アルコールを摂取しており，事件報道の影響を受け，被告人を犯人と思いこんでおり，信用できない。

②道具：自白供述が取られた場面のDVD

③関連する裁判知識：模擬裁判に関連する法学的知識としては，木谷明先生にご講義いただいた内容全般，心理学的知識としては，事後情報効果（事件を目撃した後に得られた情報によって事件に関する記憶内容が影響される），目撃時間（事件を目撃する時間が短ければ記憶の正確性が損なわれる），アルコールの影響（アルコールを摂取したときの記憶は正確性を欠く）が含まれていた。

模擬裁判では，自白供述が取られた場面のDVDが提示された（イギリスやアメリカの一部の州では，取り調べの全面可視化が実施されているが，日本では実施されていない）。そして，裁判官と裁判員の審議の結果，自白の任意性が欠けるとまでは言えないものとして自白供述が証拠採用されたことを前提に，次の評議に移った。

表 4. 参加者へのアンケート結果

①今日のプログラムは、いかがでしたか。	
1. とてもおもしろかった	12
2. おもしろかった	6
3. おもしろくなかった	0
4. わからない	0
②今日のプログラムはわかりやすかったですか。	
1. とてもわかりやすかった	6
2. わかりやすかった	12
3. わかりにくかった	0
4. わからない	0
③科学に興味をわきましたか。	
1. 非常に興味をわいた	6
2. 少し興味をわいた	9
3. 興味をわかなかった	0
4. わからない	3
④研究者（大学の先生）からの話などを聞いて、将来、自分も研究をしてみたいと思いましたか。	
1. とても思った	6
2. できればしてみたい	8
3. 思わなかった	2
4. わからない	1
⑤参加しようと思った理由について教えてください。	
1. 内容に興味があったから	9
2. 先生や両親に薦められたから	9
3. 近所で開催されるから	0
4. その他	0
その他 意見・感想など	
<ul style="list-style-type: none"> ●裁判というのは難しいことが分かった。 ●裁判は大変なんだなあと思った。 ●裁判の重要性などがわかった。 ●興味をわきました。 ●とても貴重な体験ができたと思います。 ●いろんな意見が出て、楽しかったです。 ●大学で開催されるので、難しいかなと不安だったけども、とてもわかりやすく楽しかったので、参加してよかったと思いました。 ●模擬裁判ではあったが、殺人事件という設定だったので評議に真剣に取り組むことができた。また、裁判官の方が敬語だったり、私たちを「裁判員の方」と呼んでいたところにちゃんと裁判員と認めてくださっていると感じた。ありがとうございました。 	

表 5. 実施者へのアンケート結果

	教員等	大学院生 学部学生等	その他	合計
①本事業を機関が実施することをどのように思いましたか。				
1. 非常に有意義である	10	2	2	14
2. 有意義である	3	3		6
3. あまり有意義でない				0
4. わからない				0
②本事業を今後も実施したいと思いましたか。				
1. 毎年でも実施したい	8	1	2	11
2. 可能な範囲で実施したい	5	4		9
3. あまり実施したくない				0
4. わからない				0
③小中高生の知的好奇心を刺激できたと思いましたか。				
1. 非常に刺激できた	8		2	10
2. まずまず刺激できた	4	5		9
3. あまり刺激できなかった				0
4. わからない	1			1
④研究成果を受講生にわかりやすく説明することができたと思いましたか。				
1. 非常にわかりやすくてできた	5			5
2. まずまずできた	8	5	2	15
3. あまりできなかった				0
4. わからない				0
意見・感想など				
<ul style="list-style-type: none"> ●中学生の理解力のよさに感動しました。彼ら彼女らが成人して裁判官や裁判員として刑事裁判に参加するようになれば、日本の刑事裁判も大きく変わるでしょう。同種の試みが全国各地に広がることを期待します。 ●準備がたいへんでしたが、いろいろと勉強になりました。 ●非常に有意義でした。法教育&研究内容を伝えることは重要ですね。今後も続くことを期待します。ありがとうございました。 ●若く活発な子どもたちの意見にふれ、とてもいい刺激になりました。楽しい時間をすごすことができ良かったです。 ●中学生の議論が想像以上に素晴らしく、良い刺激になりました。 ●様々な出身校の生徒と交流することができ、生徒がどのような考え方、見方をしているかを知れる、研究をどのように発信すれば知見を届けることができるのかを考察することができる、という点で、非常に有意義だと感じる。 				

2. 考察

2013年度は、定員25人のところ、当日の参加者は17人であった。参加応募者が定員に満たなかった要因として、広報を開始した時期が遅かったこと、主として広報の対象が京都市内の中学校であったことが挙げられる。実施の1ヶ月前の段階で、参加希望者は数人であったため、事務担当者および実施者が特定の中学校数校、教育委員会を訪問し、本プログラムへの参加を中学生によびかけていただくようお願いにあがった。その結果、最終的に18人の参加申し込みとなった。

多くの学生は夏休みに様々な予定を計画することを考慮して、今後は遅くとも、実施の3か月前には広報活動を行い、広報する地区も当日参加可能な地域全体に広げる必要があると思われる。

表4の参加者に対するアンケート（当日参加した保護者1名の回答結果も含む）から、参加理由として「内容に興味があったから」、「先生や両親に薦められたから」がそれぞれ18人と、2012年度よりも後者の理由が若干増えたが、参加者には、概ね楽しんで参加してもらえたことが伺える。

評議では、裁判官役の先生方に講義内容の理解、模擬裁判の内容の理解が深まり、評議での発言が促進されるよう、ご尽力いただいた。その成果は、評議の結果発表において如実に表れたように思う。どの評議体の代表も、判断の根拠を複数示し、最終的な結論に至ったことを報告した。中には理路整然と多面的な視点から熟慮した結果を示す評議体もあり、協力者の先生方、実施者から、感嘆の声が聞かれた。

実施者に対するアンケートからは、本プログラム実践が有意義であったとの認識が多くもたれたことが示された。「研究成果を受講生にわかりやすく説明することができたと思いませんか」の質問に対しては、昨年度よりも肯定的な回答が増えた。時間的制限がある中で、研究成果をわかりやすく伝えることにも十分留意する必要があるだろう。

IV. 総合考察

本プログラムの目的は、講義の受講、模擬裁判参加の体験を通して、司法判断を下す際には理解することが必要な裁判知識が存在すること、そして裁判知識は単に理解するだけでなく納得（受容）する必要があること、法と心理学研究の成果と重要性について、中学生の理解を深めることにあった。

評議の結果発表、参加者に対するアンケート、実施者に対するアンケートの回答結果から、本プログラムの目的は、概ね達成できたと思われる。本プログラムへの参加体験は、エピソード記憶として、中学生の記憶に留まることだろう。そして、裁判員裁判、法と心理学研究に対する関心を高めることに、多少たりとも役だったと思われる。また、実施者にとっても法教育の重要性、法と心理学研究の重要性についての理解

を促進することの必要性について、認識する機会となったのではないだろうか。

今後は、中学生だけでなく、小学生、高校生も対象にし、その年代に応じたプログラムの実施について考える必要があるだろう。

謝辞

本プログラムの実施にあたっては、木谷明先生（新東京総合法律事務所）、福井厚先生（京都女子大学）、小原健司先生（京都弁護士会）、吉井匡先生（香川大学）、松倉治代先生（大阪市立大学）、高田沙織先生（京都弁護士会）にご尽力いただいた。また、研究部事務担当（当時）の小栗栖裕生さん、荻野純子さん、三牧知子さん、斉藤富一さん、八木さやかさんには、広報活動、事務手続き等において、ご尽力いただいた。心より、厚くお礼申し上げます。

引用文献

- 木谷明（2013）刑事裁判のいのち。法律文化社。
 仲真紀子（2009）裁判員の法的知識と心理学的知識。裁判員制度と法心理学。岡田悦典・藤田政博・仲真紀子（編）裁判員制度と法心理学。ぎょうせい、120-130。
 山崎優子・石崎千景（2012）裁判知識の受容と理解が裁判員の法的判断の妥当性に及ぼす影響。日本心理学会第76回大会ポスター発表。
 Yamasaki, Y. (2010) 8 Towards a Healthier Judicial System: The Effectiveness of Legal and Psychological Instruction for Lay Judges. Lai, W. L., Sakurai, Y., and Wada, H. (eds). *A Study of Healthy Being: From Interdisciplinary Perspectives*. Matsudo: Azusa Syuppan, 133-152.

（受稿日：2013. 12. 2）

（受理日：2014. 2. 17）

Practice & Discussion

Practice and Discussion about Hirameki ☆ Tokimeki Science “Let’s Come to a Moot Court and Participate in a Trial”

YAMASAKI Yuko ¹⁾, SATO Tatsuya ²⁾, INABA Mitsuyuki ³⁾, SAITO Shinya ¹⁾,
TOKUNAGA Rumi ¹⁾, YASUDA Yuko ⁴⁾, UEMURA Akihiro ¹⁾, KIDO Ayae ¹⁾,
WAKABAYASHI Kosuke ¹⁾, FUKUDA Mari ⁴⁾, NAMEDA Akinobu ¹⁾,
YAMADA Saki ⁵⁾, KAWAMOTO Shizuka ⁵⁾, NAKATSUMA Takuya ⁵⁾, KASUGA
Hideaki ⁵⁾, KANZAKI Mami ⁵⁾, NAKATA Yuki ⁵⁾, YAMAGUCHI Yoshie ⁶⁾
(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾,
College of Letters, Ritsumeikan University²⁾, College of Policy Science, Ritsumeikan University³⁾,
Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University⁴⁾,
Graduate School of Letters, Ritsumeikan University⁵⁾, College of Law, Ritsumeikan University⁶⁾)

A program entitled “Hirameki ☆ Tokimeki Science ‘Let’s go to a moot court and participate in a trial’” (organized by the Japan Society for the Promotion of Science and Ritsumeikan Global Innovation Research Organization’s “Law and Psychology Project”) was implemented in August of 2012 and August of 2013. The purpose of this program was to deepen junior high school students’ understanding of the significance and findings of “law and psychology” research conducted using scientific research funding. There is a certain amount of legal and psychological knowledge (“trial knowledge”) that a person must have in order to make an appropriate legal determination. Earlier research has shown that Japanese citizens do not have enough of this kind of knowledge. This program aimed to provide junior high school students with “trial knowledge” by having them listen to a lecture by former judge Akira Kitani on “the role of criminal trials” and participate in a moot court as lay judges, and to deepen their understanding of the importance of reaching judicial determinations on the basis of this knowledge and the importance of research on the law and psychology. During their deliberations as part of the mock trial, junior high school students gradually came to express their opinions more and more assertively. The representatives of each deliberation group presented his or her group’s verdict on the defendant and gave concrete grounds for their decision. The results of a questionnaire given to all of the participants indicate that they enjoyed this program.

Key Words : Mock trial, trial knowledge, judicial education

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.30, 87-97, 2014.
